



○長野県訓令第12号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成14年11月1日から施行する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第3の2中 「 筑北ダム建設事務所 筑 建
浅川ダム建設事務所 浅 建 」 を

「 浅川改良事務所 浅 建
筑北ダム建設事務所 筑 建 」 に改める。

法規学事課行政情報室